

道路占用料単価 新旧対照表

占用物件			単位	占用料（円）	
				平成３１年３月３１日まで	平成３１年４月１日から
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱		１本につき１年	970円	1,200円
	第２種電柱			1,500円	1,800円
	第３種電柱			2,000円	2,400円
	第１種電話柱			870円	1,000円
	第２種電話柱			1,400円	1,700円
	第３種電話柱			1,900円	2,300円
	その他の柱類			87円	100円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	9円	10円
	地下に設ける電線その他の線類			5円	6円
	路上に設ける変圧器		１個につき１年	850円	1,000円
	地下に設ける変圧器		占用面積１平方メートルにつき１年	520円	630円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１年	1,700円	2,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			730円	880円
	広告塔	一時的に設けるもの		表示面積１平方メートルにつき１月	560円
その他のもの		表示面積１平方メートルにつき１年	5,600円	5,700円	
その他のもの			占用面積１平方メートルにつき１年	1,700円	2,100円
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１年	36円	44円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			52円	63円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			78円	94円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			100円	130円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			160円	190円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			210円	250円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			360円	440円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			520円	630円
	外径が１メートル以上のもの			1,000円	1,300円
	法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			1,700円	2,100円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．００４を乗じて得た額	Aに０．００５を乗じて得た額
		階数が２のもの		Aに０．００７を乗じて得た額	Aに０．００８を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Aに０．００８を乗じて得た額	Aに０．０１を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,800円	2,800円
	地下に設ける通路			1,700円	1,700円
	その他のもの			1,700円	2,100円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	56円	57円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	560円	570円

道路占用料単価 新旧対照表

占用物件			単位	占用料（円）	
				平成３１年３月３１日まで	平成３１年４月１日から
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	560円	570円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	5,600円	5,700円
	標識		１本につき１年	1,400円	1,700円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	56円	57円
		その他のもの	１本につき１月	560円	570円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	56円	57円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	560円	570円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	5,600円	5,700円
		その他のもの		2,800円	2,800円
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	1,700円	2,100円
令第７条第３号に掲げる施設				Aに０．０２８を乗じて得た額	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	560円	570円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				170円	210円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．０１４を乗じて得た額	Aに０．０１５を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに０．０２を乗じて得た額	Aに０．０２４を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		（新設）	Aに０．００５を乗じて得た額
		階数が２のもの		（新設）	Aに０．００８を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		（新設）	Aに０．０１を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	Aに０．０２８を乗じ、１００で除して得た額
		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．０２８を乗じて得た額	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．０１４を乗じて得た額	Aに０．０１５を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１日	Aに０．０１を乗じ、１００で除して得た額	Aに０．０１を乗じ、１００で除して得た額
		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．０１を乗じて得た額	Aに０．０１を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．０２を乗じて得た額	Aに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．０１を乗じて得た額	Aに０．０１を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに０．０１４を乗じて得た額	Aに０．０１５を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに０．０２を乗じて得た額	Aに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．０２８を乗じて得た額	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具				Aに０．０２８を乗じて得た額	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに０．０１４を乗じて得た額	Aに０．０１５を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに０．０２を乗じて得た額	Aに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．０２８を乗じて得た額	Aに０．０３４を乗じて得た額

「法」とは、「道路法」（昭和２７年６月１０日法律第１８０号）のことをいう。
「令」とは、「道路法施行令」（昭和２７年１２月４日政令第４７９号）のことをいう。
「Ａ」とは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。